

鳥取県補助金等審査会（ガス警報器緊急設置支援事業補助金審査会）公募委員 募集要項

1 趣旨

令和8年熊本地震後に、大型ショッピングモールにおいて発生した爆発事故を受け、ガス警報器の設置を促進することにより、ガス漏れ等の事故から県民の生命・財産を守るとともに、地域の防災力向上を図ることを目的に実施する、ガス警報器緊急設置支援事業補助金に関する審査会に関し、県民の参画を進めるため、公募委員を設置することとし、委員を募集します。

2 募集内容

(1) 募集人数 1名

(2) 応募資格 次のアからカまでの要件をすべて満たす方

ア 県内に住所地を有する満18歳以上の方（令和8年4月1日現在）

イ ガスの安全対策に関する知識、関心があり、ガス警報器緊急設置支援事業補助金に関する審査に参加する意欲がある方

ウ 本審査会で審査する補助金の交付を希望する事業者及びその関係者ではないこと

エ 就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定がないこと

オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方

カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方

(3) 応募方法

応募用紙に、住所、氏名、年齢、性別、職業又は勤務先、連絡先、応募理由を記入して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより応募してください。

(4) 選考方法

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき書面審査を行い、委員を決定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 募集期間

令和8年9月16日から同年9月30日午後5時まで（必着）

(6) その他

ア 応募に際し提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

イ 提出された書類は返却しないこととします。

ウ 委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。その職を退いた場合も同様とします。

エ 委員に就任された場合、氏名等を公表する場合があります。

3 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県危機管理部消防防災課

電 話 0857-26-7063

ファクシミリ 0857-26-8139

電 子 メ ー ル shoubou@pref.tottori.lg.jp

U R L <https://www.pref.tottori.lg.jp/330326.htm>

4 ガス警報器緊急設置支援事業補助金審査会公募委員の概要

(1) 審議事項 ガス警報器緊急設置支援事業補助金に関する審査

(2) 構 成 委員5名以内（うち、公募委員1名）

(3) 開催回数 年1回

(4) 任 期 任命の日から令和8年10月30日まで

(5) そ の 他 県の規定に基づき、報酬及び旅費を支給します。

オンライン会議にリモート参加できる環境をお持ちの方は、リモート参加としていただいても構いません。